

平成28年度 民間資金等活用事業調査費補助事業

みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査 (調査対象箇所：宮城県)

【調査主体】宮城県

調査対象事業の概要／施設の概要

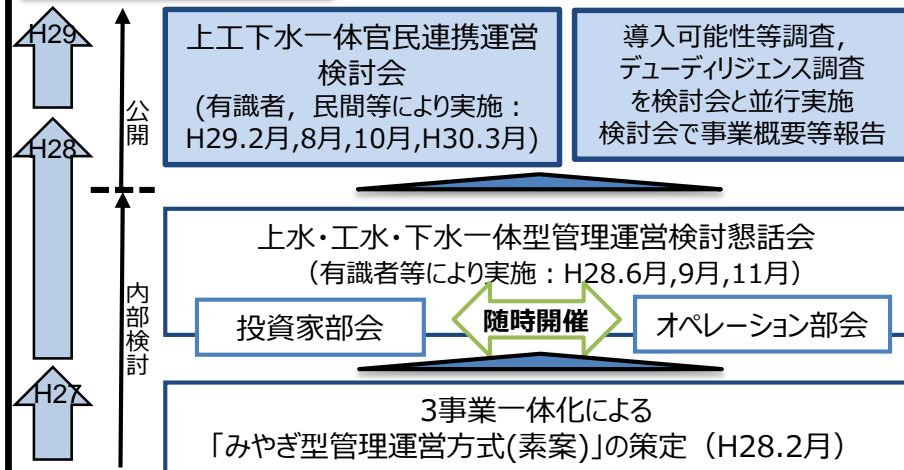
【調査対象事業】

・県が運営する水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業について、スケールメリットの発現と民間の力の活用によるコスト削減等により経営基盤の強化を図るため、3事業を一体として運営するもの

【施設の概要】

	浄水・処理施設	契約水量等 (m3/日)	管路延長 (km)
水道用水供給事業（2事業）	3浄水場	312,450	333
工業用水道事業（3事業）	2浄水場	80,060	150
流域下水道事業（4事業）	4浄化センター	227,000	166

検討経緯等



事業化に向けて解決すべき課題及び検討すべき内容

【事業化に向けて解決すべき課題】

公共施設等運営事業では、民間による自由度の高い事業運営を可能とするため、事業の効率化やリスク管理を行いやすいスキーム設計が重要になる。また、公共サービスの持続的な経営や信頼性を確保するため、事業期間終了後や非常時を想定した役割分担の設定、事業収支の検討等が求められることから、スキーム構築や収支計画策定に当たっては、民間の意向を把握し、3事業各々の法制度や国の政策方針と整合を図りながら進める必要がある。

【検討すべき内容】

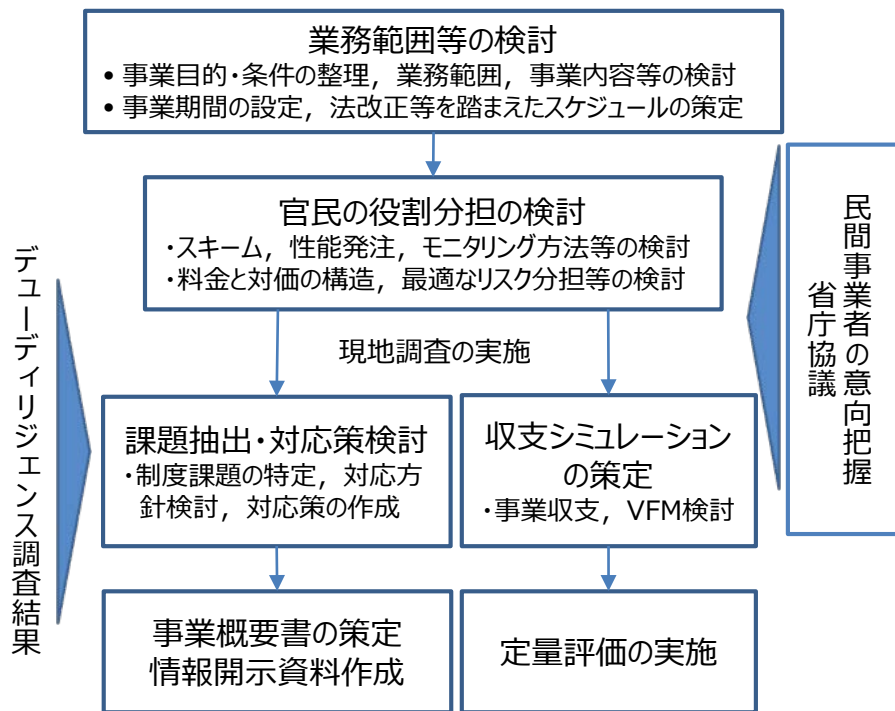
検討課題	主な内容
業務範囲等の設定	・事業目的・期待効果・前提条件を整理し、事業の骨格となる業務範囲、事業内容、スケジュール等を検討する。
官民の役割分担等の最適化	・民の創意工夫を引き出す性能発注の仕組み、経営監視の方法、事業終了後を見据えた条件等を検討する。 ・官民各々の強み、事業環境の変化、不測の事態を勘案し、リスク分担や料金設定等の基本方針を策定する。
収支シミュレーションの実施	・県の従来方式を継続する場合と運営権を導入した場合の収支を策定し、本事業の規模、財政効果等を検討する。
民間事業者の意向把握	・事業概要案に対する民の意向を把握し、民の参画意欲に影響を与える事業条件の特定や事業概要の改訂を行う。
事業概要書の策定	・法令や指針の改正動向、省庁の既存制度との整合の確認を行い、上記検討結果を事業概要書として取りまとめる。
情報開示資料の作成	・3事業の財務及び施設情報の整理結果を受け、今後民間に提供する情報開示資料の基本内容を作成する。

平成28年度 民間資金等活用事業調査費補助事業

みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査 (調査対象箇所：宮城県)

【調査主体】宮城県

調査の流れ／調査内容



事業化検討

- 1 検討した事業手法
 - ・上工下水3事業（9個別事業）を対象に、運営権事業の導入を検討
 - ・業務範囲、事業内容、事業期間、利用料金と運営権対価、モニタリング、リスク分担等、スキームに係る主要な論点を整理し事業概要を検討
 - 2 定量評価（VFM等の財政効果の算出）
 - ・収支シミュレーションは、①現行体制による運営を継続する場合を算定した後、②みやぎ型管理運営方式を導入した場合を算定
 - ・事業費総額の比較、運営権導入によるコスト削減額からVFM水準を算出
 - 3 その他（定性評価等）
 - ・①、②の検討進捗に応じ、民間事業者の意向把握、省庁との協議の上、スキーム案の妥当性、定性面を含む運営権導入効果を検証
 - 4 検討結果
 - ・浄水・処理施設、施設外設備に対し運営権を設定（管路・管渠は除く）
 - ・民の業務範囲は、運営権設定対象の維持管理及び改築
- このスキームに関し、以下を整理
- ・要求水準に関する基本的な考え方を示す事業内容案
 - ・事業期間、事業終了時の取扱い（特に更新投資の扱い）
 - ・利用料金の構成、按分・改定方法、対価と按分率の考え方
 - ・官民モニタリングの基本概要、要求水準未達時の対応方針
 - ・主要なリスク分担（不可抗力、法令変更、需要・物価変動）の方針
 - ・事業継続困難時の措置、定量的導入効果等

今後の進め方

平成30年度以降のスケジュール（案）

平成30年度

- ・情報開示資料公表
- ・実施方針案の公表
- ・事業説明
- ・募集要項等の公表

平成31年度

- ・第一次審査
- ・競争的対話の実施
- ・第二次審査
- ・優先交渉権者選定

平成32年度～

- ・運営権設定
- ・実施契約締結
- ・業務引継ぎ
- ・事業開始

想定される課題

今後、特に平成30年度は、実施方針の策定、特定事業の選定、募集要項の作成等において、○民間意向の追加調査、情報開示資料の取りまとめ、開示時期・開示方法の検討、○事業者選定方法の検討、運営権対価と利用料金の按分方法、要求水準の規定、モニタリング計画等の具体検討、○事業収支の策定、VFMの算定等を行う必要がある。この一連の業務を進める上では、法律や会計等の専門的な知見が必要なことから、検討に関する業務を委託するとともに、事業の将来見通しを明確にしながら、各事項に齟齬が生じることのないよう、慎重かつ効率的に業務を進める必要がある。